厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群　馬　労　働　局　発　表
令　和　2　年　7　月　31　日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課　　長　　大　村　悦　男
産業安全専門官　　品　川　伸　一
労働基準監督官　　杉　本　彩　矢　香
（電　話）　　027-896-4736

令和２年上半期（1月～6月）の労働災害発生状況等

～ 死傷者数・死亡者数とも前年より減少～

1　令和２年の労働災害の発生状況

（資料１：「労働者死傷病報告受理件数表」、資料２：「令和２年死亡者発生状況」及び資料３：「令和２年死亡災害事例」）

群馬労働局管内における**令和２年の労働災害による休業４日以上の死傷者数**は、**１月から６月までの累計**で**972人**、そのうち**死亡者数**は**２人**となっています。

【昨年同期と比較した特徴】

・**死傷者数**は**４人減少**（昨年同期の976人から0.4%減少、全国平均は0.5%増加）
・**死亡者数**は**４人減少**（昨年同期の６人から66.7%減少、全国平均は3.6%増加）
・**業種別**では
　①**接客娯楽業**は**16人減少**（昨年同期比 21.9%減少）
　②**保健衛生業**は**９人増加**（昨年同期比11.0%増加）
・**事故の型別**では
　①**「動作の反動・無理な動作」**が**21人増加**（昨年同期比15.9%増加）
　②**「はさまれ・巻き込まれ」**が**20人増加**（昨年同期比16.7%増加）
　③**「交通事故（道路）」**が**30人減少**（昨年同期比48.4%減少）
　④**「墜落・転落」**が**12人減少**（昨年同期比7.5%減少）

【災害（死傷者数）が全産業に占める割合が高い業種】

① **製造業**は291人（全産業に占める割合　**29.9%**）
② **商業**は155人（同　**15.9%**）
③ **運輸交通業**は135人（同　**13.9%**）
④ **建設業**は92人（同　**9.5%**）
⑤ **保健衛生業**は91人（同　**9.4%**）

【熱中症】

熱中症による**死傷者数**は**０人**（昨年同期は０人）

2　労働災害の防止に向けた取組

【死傷者数が多い業種に対する労働災害防止対策】（参考 1-1、1-2、1-3）

・**製造業**では**転倒災害、動作の反動・無理な動作**、**商業**では**転倒災害、動作の反動・無理な動作**、**保健衛生業**では**動作の反動・無理な動作**による労働災害の増加が目立つことから、引き続き、**個別指導等での災害防止リーフレットによる周知・啓発**に努めます。

【熱中症対策】（参考 2）

・気象庁発表の**関東甲信地方の 3 か月予報（7～9 月）**では**平均気温が例年より高い見込み**とされており**「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」**を**引き続き積極的に展開**します。

【夏季休暇中の労働災害防止対策】（参考 3）

・**夏季休暇中の工場やプラント設備の点検修理時**（非定常作業）**における労働災害防止対策の徹底及び休暇明けの始業時における生産設備等の始業前点検の確実な実施**をホームページ等で**呼びかけ**ます。

令和２年　労働者死傷病報告受理件数表

資料１

令和２年６月末現在
群馬労働局

業種別＼署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業	51	108	12	85	10	19	6	291	292	-1
食料品製造業	18	49	6	13	5	2	3	96	99	-3
建設業	33	20	5	21	6	5	2	92	100	-8
木造家屋等建築工事業	2	6		1	1	1		11	14	-3
運輸交通業	34	55	3	1 31	8	3	1	1 135	3 137	-2 -2
道路貨物運送業	29	53	3	1 30	7	3	1	1 126	3 124	-2 2
林業	1 3	2	3			2	4	1 14	 11	1 3
商業	30	69	10	28	6	7	5	155	2 151	-2 4
小売業	26	46	6	17	5	6	5	111	2 113	-2 -2
保健衛生業	18	36	9	13	11	2	2	91	82	9
社会福祉施設	16	26	7	9	1	1		60	63	-3
接客娯楽業	3	29	2	5	9	2	7	57	73	-16
飲食店	1	18	2	1	2	1		25	23	2
上記以外の事業	40	82	14	39	21	4	12	212	1 187	-1 25
清掃・と畜業	7	17		5	2			31	32	-1
計	1 206	368	52	1 207	60	42	37	2 972	6 976	-4 -4
前年同期	4 207	4 402	46	1 203	41	1 49	28	6 976		
増減	1 -1	-4 -34	6	4	19	-1 -7	9	-4 -4		

災害の種類別

災害の種類別・署別		高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
事故の型別	墜落・転落	1 37	48	8	28	17	2	7	1 147	1 159	-12
	転倒	60	80	15	40	16	9	10	230	225	5
	はさまれ・巻き込まれ	19	58	3	40	5	8	7	140	120	20
	交通事故（道路）	10	12	4	6				32	1 62	-1 -30
	動作の反動・無理な動作	26	65	6	35	8	7	6	153	132	21
起因物別	建設機械等	1	2			2	2	2	9	13	-4
	食品加工用機械		10	2	1				13	12	1
	トラック	21	32	3	1 10	3	1	1	1 71	3 86	-2 -15

注１　この表は、死亡及び休業４日以上の労働者死傷病報告を集計しています。
　２　各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
　３　下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

令和２年　死亡災害発生状況

資料２

令和２年６月末現在
群馬労働局

	平成30年	令和元年	令和２年	対30年比	対元年比
製造業	2			-2	0
建設業	3			-3	0
運輸交通業	1	3	1	0	-2
林業	1		1	0	1
商業		2		0	-2
接客娯楽業	1			-1	0
その他	3	1		-3	-1
計	11	6	2	-9	-4

令和２年 死亡災害事例

資料３

令和２年６月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	３月 16時頃 6人	30歳代 男 運転者	太陽光発電建設予定地において、車両系木材伐出機械を運転し、竹林の伐採等作業を行っていたところ、傾斜のある作業道を滑り、路肩を越えて約２０ｍ転落した。	木材伐出業	墜落、転落	伐木等機械
2	４月 1時頃 3人	50歳代 男 運転者	大型の冷凍車を運転して国道を走行中、交差点で信号待ちをしていた大型貨物自動車に追突し、そのまま道路左側の跨線橋フェンスや橋脚に激突した。	一般貨物自動車運送業	交通事故 （道路）	トラック

STOP!
転倒災害

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。

職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。

できるところから少しずつ取り組んでいきましょう !!

令和元年における「転倒災害」は、休業４日以上の労働災害の中で22.0%を占め、ワースト１位 となっています。

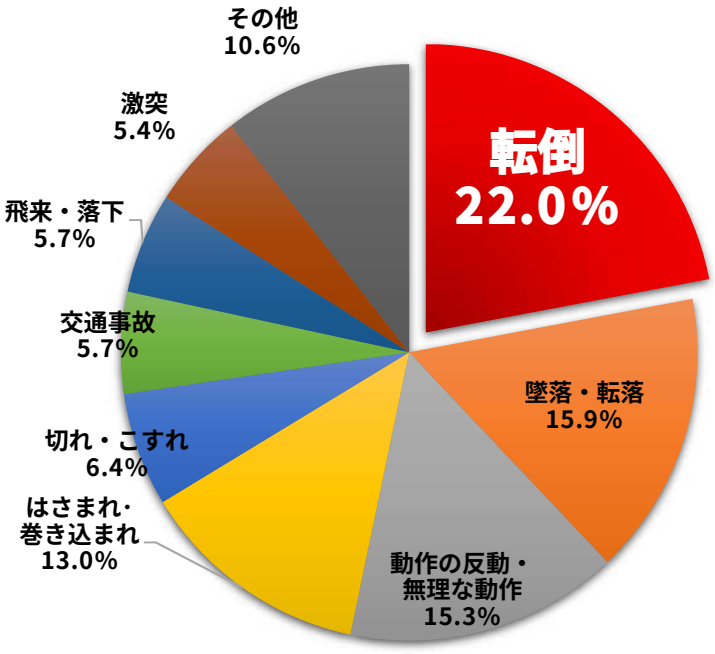

図-1　全産業での事故の型別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

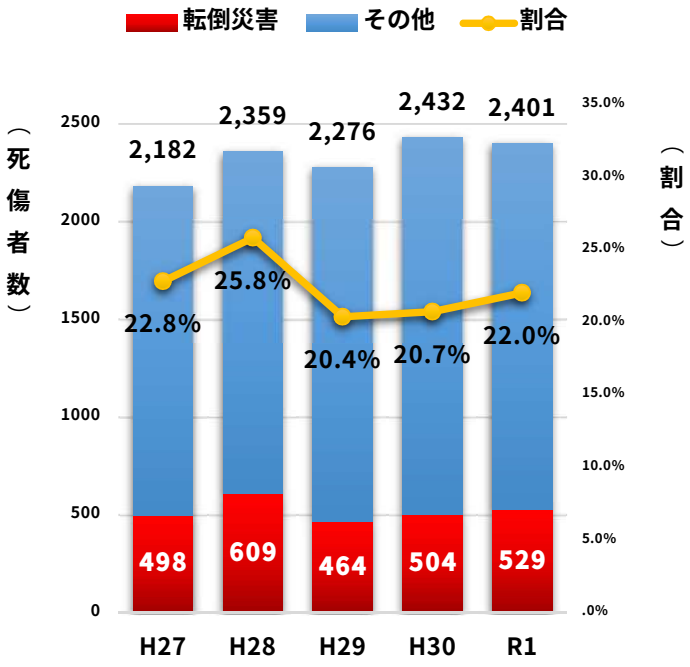

図-2　転倒災害の年別推移（平成27年～令和元年）
資料：労働者死傷病報告

業種別では、製造業115件(21.7%)、商業111件(21.0%)、保健衛生業82件(15.5%)、接客娯楽業75件(14.2%)で、これらの業種で全体の7割以上を占めています。

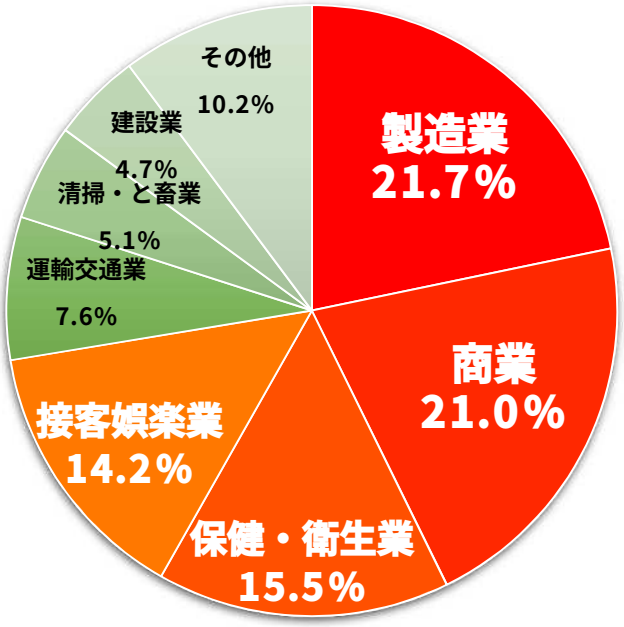

図-3　業種別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

「転倒災害」は50歳以上が全体の約7割を占めています。

これは加齢による体力の衰え・身体機能の低下が考えられます。

また、一般的に女性は男性より筋肉量が少ないこともあるため、転倒時の衝撃を和らげることができず、まともに大きな衝撃を受けやすいので注意が必要です。

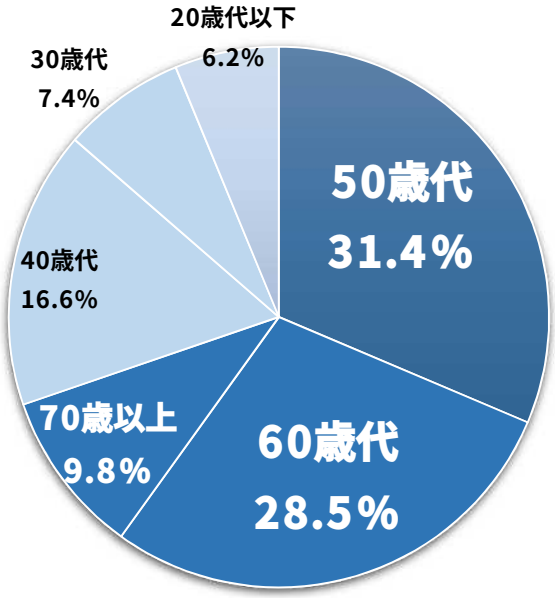

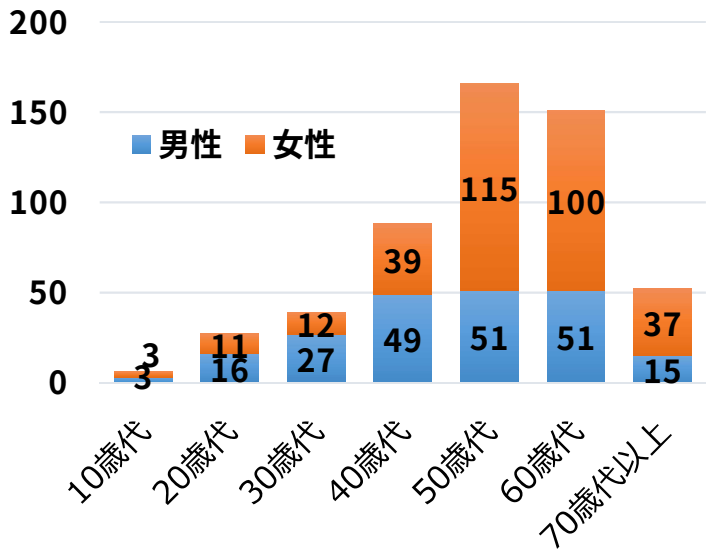

図-4　転倒災害における年代別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

図-5　転倒災害における年代別性別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

転倒災害は「通路」や「作業床」で多く発生しています。

物につまずいたり、床・地面ですべったりすることのほか、動作の反動で転倒することも多くなっています。

身体強度や運動機能が低下すると、転倒しやすく、わずかなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

自分の身体的能力を過信しないことが重要です。

動作の反動で転倒（物と一緒の行動）
荷取り扱い中
人力運搬車（台車、キャリーなど）
バイク・自転車ごと
人・物に激突
不安定な足場
物を踏み
機械作業中、介護中
機械整備不良　　など

動作の反動で転倒（単独行動）
足のもつれ・しびれ・絡まり
衣服の着脱
急いでいた
ジャンプした
人・物をよけた
地面・砂利等に足を取られた　など

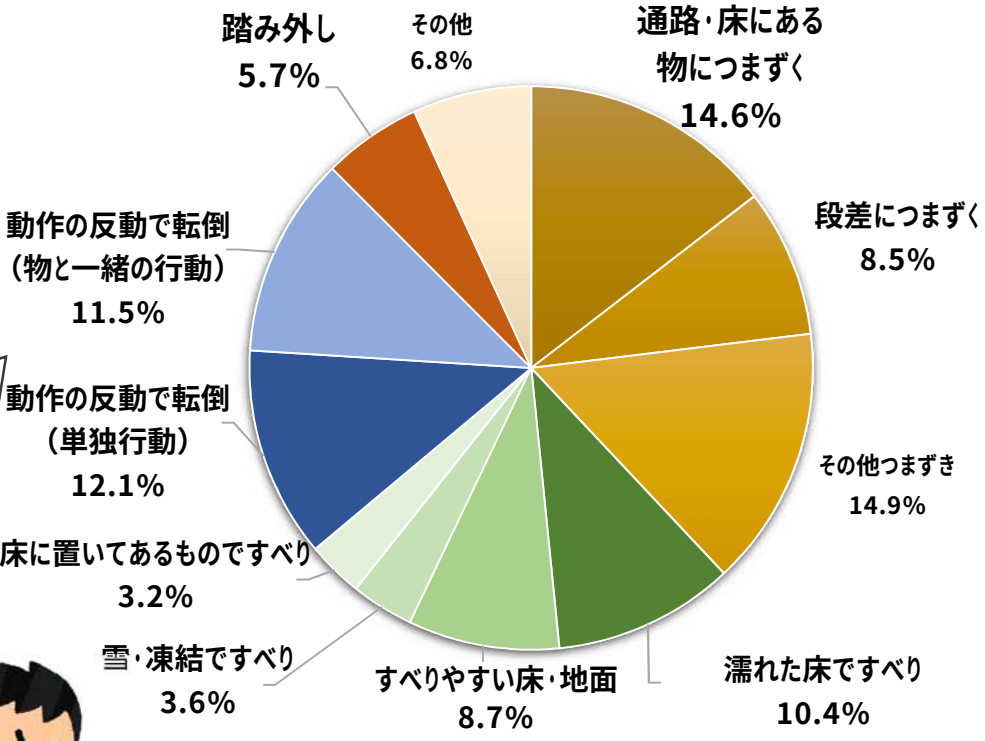

図－6　転倒災害の具体的な発生内容（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

日頃から意識して転倒災害を防止しましょう！

- ４Ｓ(整理・整頓・清掃・清潔)を徹底しよう！
- 転倒しにくい作業方法を実施しよう！
- 転倒危険場所を「見える化」しよう！
- 時間に余裕を持って行動しよう！
- 日頃から足腰を鍛えよう！

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	□
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	□
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	□
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	□
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか	□
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	□
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	□
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	□
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	□

チェックの結果はいかがでしたか？　問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

群馬労働局
労働基準部　健康安全課

転倒災害防止対策

〒371-8567　群馬県前橋市大手町２－３－１
Tel 027-896-4736　fax 027-896-2111
https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html

（R2.4）

小売業の労働災害をなくそう!!

令和元年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害のうち、小売業は11.2%を占めており、全産業に占める割合は増加傾向にあります。

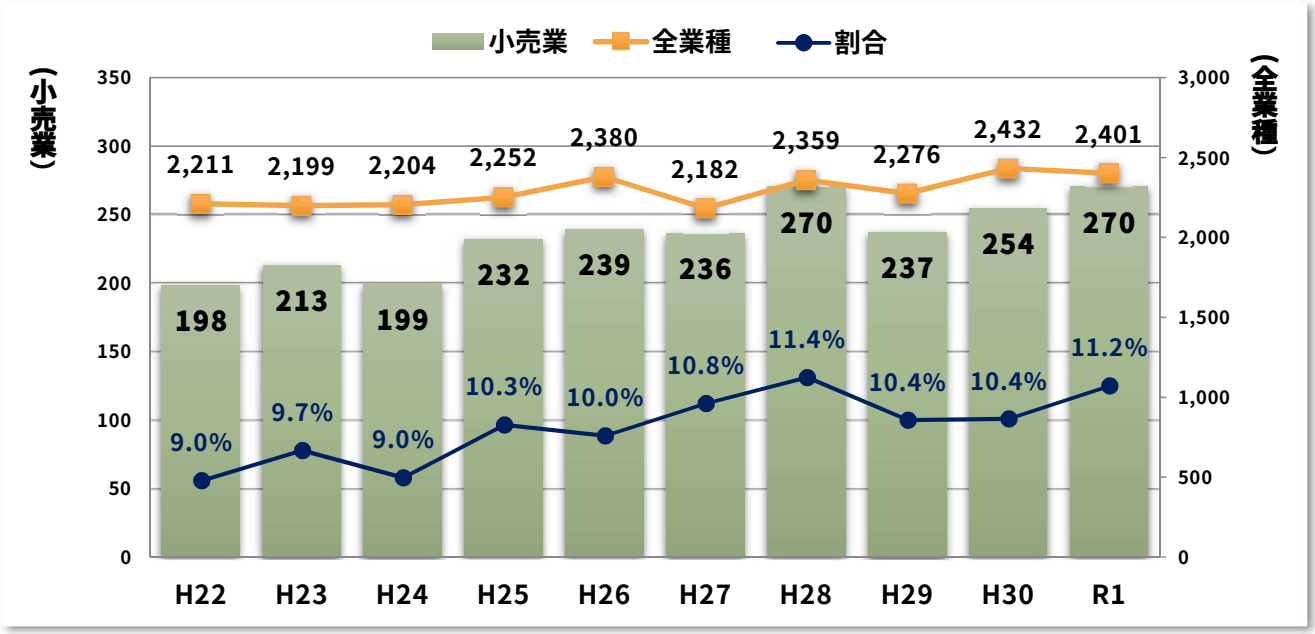

図-1　全業種及び小売業における労働災害発生年別推移　　資料：労働者死傷病報告

令和元年に発生した小売業における労働災害の死傷者数を経験期間別でみると「経験期間１年以内」が最も多く、年齢別では50歳代以上で半数以上を占めています。

50歳代以上の高年齢労働者は、若年労働者に比べて被災した場合に休業期間が長くなり重症化する傾向にあります。

図-2　小売業での年代別･経験期間別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

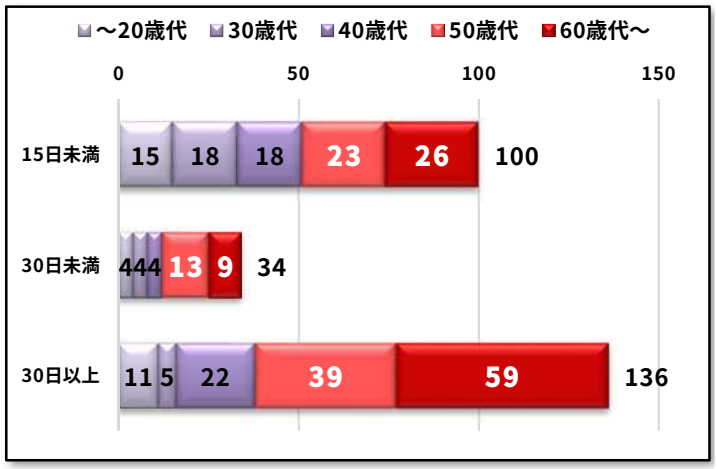

図-3　小売業での年代別･休業見込期間別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

小売業の労働災害を事故の型別でみると、転倒災害(34.8%)が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作災害(16.7%)となっています。
転倒災害については、高い割合で推移しています。

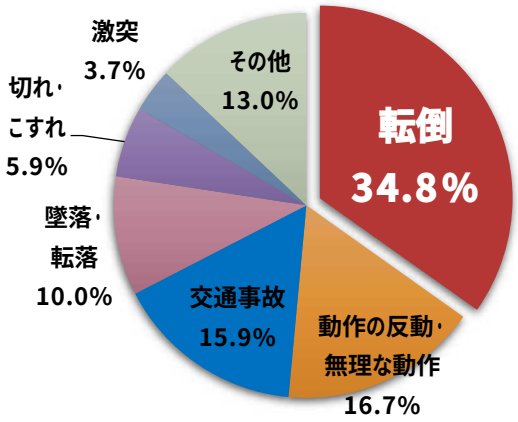

図-4 小売業での事故の型別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

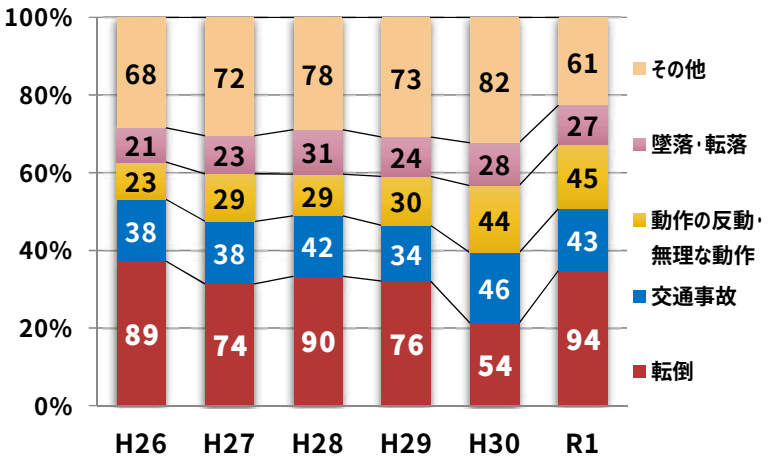

図-5 小売業での年別・事故の型別労働災害発生状況
資料：労働者死傷病報告

転倒災害

転倒災害の多くは、**通路や作業場**でつまずいたり、滑ったりして発生しています。物等の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用が原因です。
通路等の整備や安全教育を行いましょう。

つまずき対策 ＝ ４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）の徹底

- 通路、作業床・歩み板に物を置かない
- 床面の凹凸をできるだけなくす
- 通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す
- 通路、作業床・歩み板の照明を明るくする

すべり対策

・荷台、通路などの床面をよく清掃する
・耐滑性のある靴を使用する

筋力の衰えを防ぐ

簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です

《災害事例》 52歳・男性
荷物を運搬中、荷物で足元が見えず足を踏み外して転倒した。（休業6か月の骨折）

動作の反動、無理な動作災害（腰痛）

物を持ったり、荷を移動する際に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は腰を落して荷を持ち上げる膝型を守り、重量制限や運搬機械を活用しましょう。

《災害事例》 62歳・女性
商品仕分け作業中に中腰で5～10kg程度の商品を持ったところ腰痛で動けなくなった。（休業６か月の腰痛）

交通事故

交通事故は**車やバイクでの配達中**に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不足等となっています。
安全な作業計画と交通労働災害防止担当者による教育を行いましょう。

《災害事例》 44歳・男性
新聞配達中に、交差点でトラックと出合い頭に衝突した。（全身打撲傷で死亡）

墜落・転落災害

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上等からの転落が多発しています。
高さに合わない短いはしごや、不安定な荷上及び不安定な踏み台の使用が原因です。
安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。

《災害事例》 56歳・女性
高さ60㌢の踏み台上で品出し中、足を踏み外して転落した。 （休業１か月の打撲傷）

切れ・こすれ災害

店舗の食品加工場においてスライサーや包丁による災害が多く、物の鋭角部による災害もみられます。
回転刃等を内蔵している機械は、手が入らない方策や、刃工具類は手袋を使用しましょう。

《災害事例》 55歳・女性
精肉加工室でスライサー取扱中に、目詰まりを直そうと投入口に手を入れた際、巻き込まれてしまった。 （休業１か月の骨折）

「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。
是非ご活用ください。 ※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはコチラ ☛ 「高年齢労働者の安全衛生対策について」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

安全で安心な職場をつくりましょう

小売業では、多くのパート、アルバイト、派遣従業員などが働いています。
安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客サービスの向上にもつながります。
雇用形態に関わらず、従業員全員が積極的に安全衛生活動に取組むことが重要です。

４Ｓ活動　＝　災害の原因を取り除く

◆４Ｓとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが４Ｓ活動です。
◆４Ｓ活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化にも期待できます。

転倒なし（テントウムシ）運動　実施中！

ＫＹ活動　＝　潜んでいる危険を見つける

◆ＫＹとは「危険（Ｋ）・予知（Ｙ）」のことです。
◆作業の時は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認し、「うっかり」「勘違い」「思い込み」などを防止します。

危険の「見える化」　＝　危険を周知する

◆危険の「見える化」は、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することです。

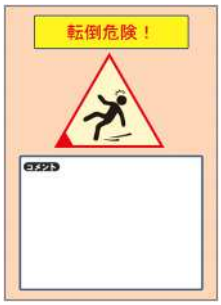

安全衛生教育・研修　＝　正しい作業方法を学ぶ

◆「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
◆特に、はじめて職場に就いた従業員には雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

安全意識の啓発　＝　全員参加

◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加することが重要です。

安全推進者の配置

◆安全活動は「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。
旗振り役として「安全の担当者」＝「安全推進者」
を配置しましょう。

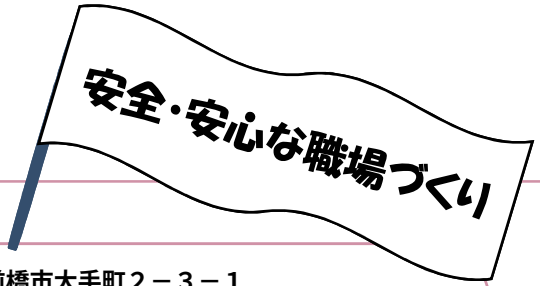

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567　群馬県前橋市大手町２－３－１
Tel 027-896-4736　fax 027-896-2111
https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html

（2020.4）

社会福祉施設の
労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内で発生した休業４日以上の労働災害による全産業の死傷者数は長期的には減少傾向にありますが、社会福祉施設では年々増加し、全産業に占める割合も高くなっています。

また、「**動作の反動・無理な動作災害**」と「**転倒災害**」が多く、この２つを合わせると全体の７割近くを占めています。

４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）の励行とＫＹ（危険・予知）活動により労働災害を防止しましょう。

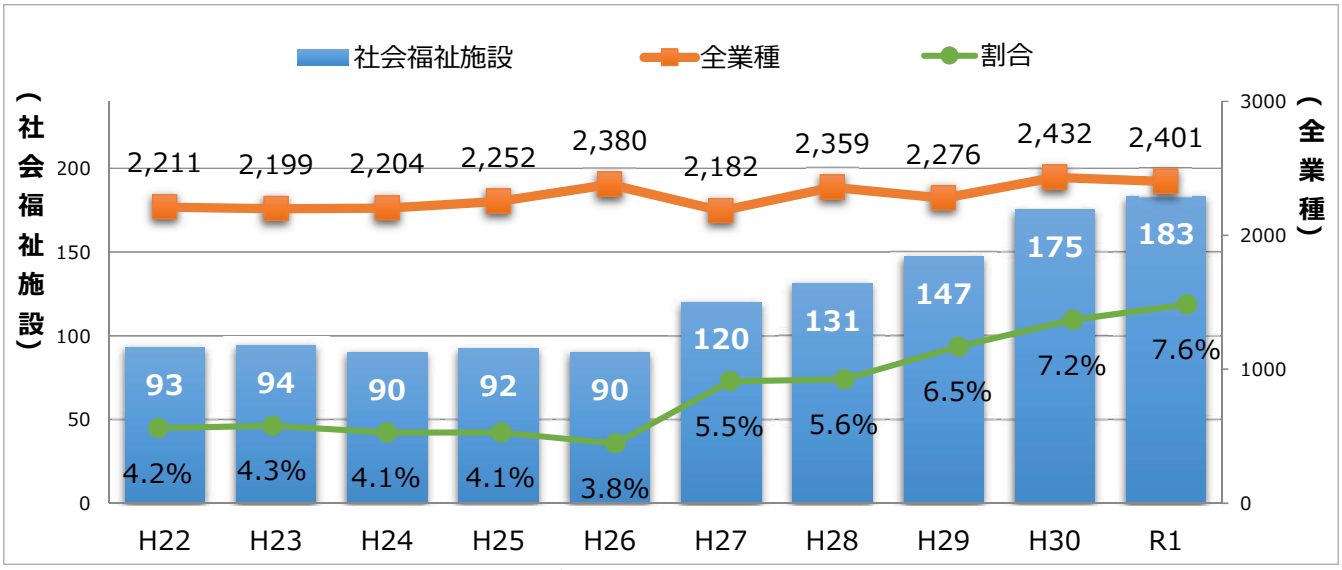

図-1　全業種及び社会福祉施設における労働災害発生年別推移
資料：労働者死傷病報告

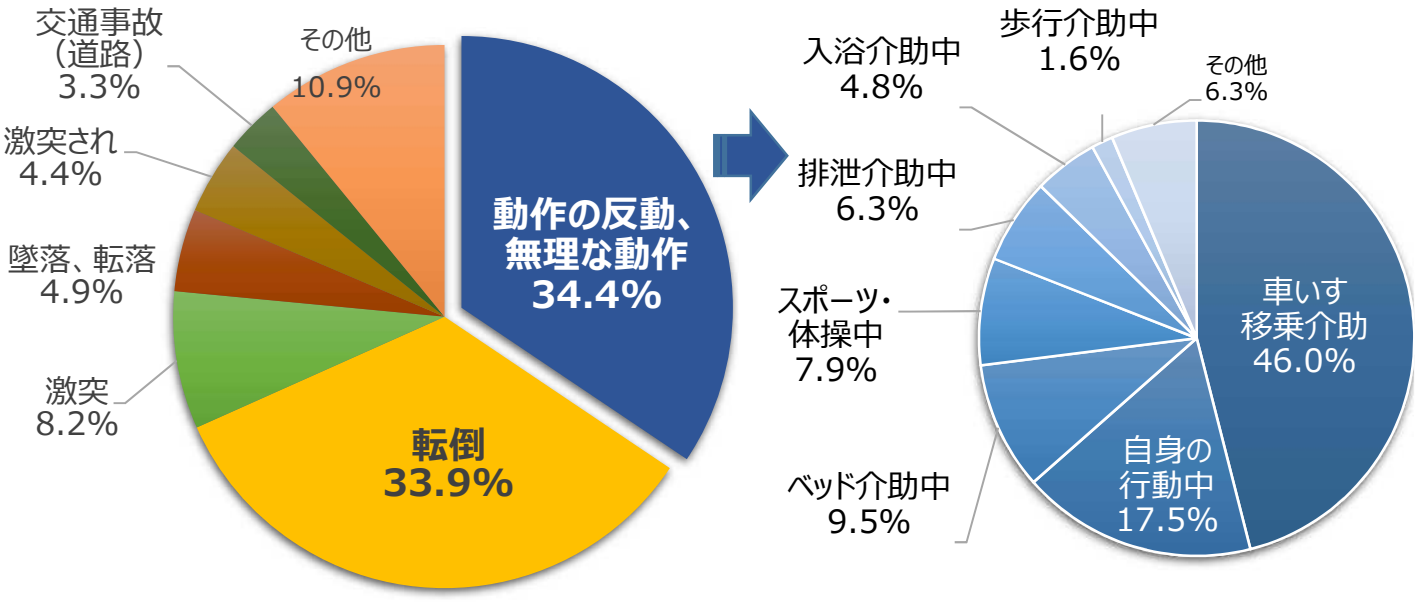

図-2　社会福祉施設での事故の型別労働災害発生状況（令和元年））
資料：労働者死傷病報告

図-3　社会福祉施設での動作の反動災害の作業別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

社会福祉施設では、経験年数の少ない労働者や、50歳以上の労働者による労働災害が多く発生しています。

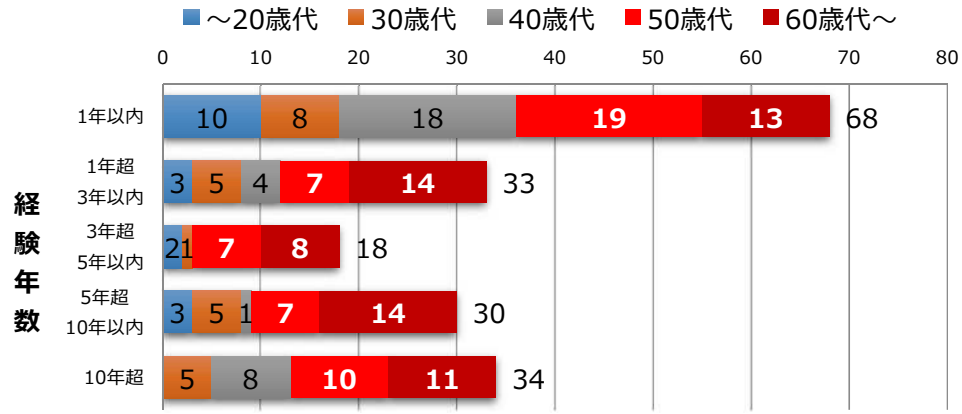

図-4　社会福祉施設での年代別・経験年数別労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

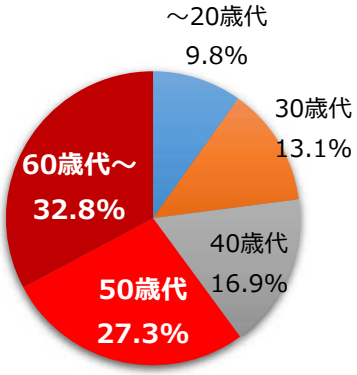

図-5　社会福祉施設での年代別
労働災害発生状況（令和元年）
資料：労働者死傷病報告

腰痛防止対策

[腰痛予対策の進め方]

①作業姿勢と動作に関する注意

介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりを長く保つ作業が多くなります。こうした作業による腰部負担を軽減するために**「適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせるなどにより、同一姿勢を長時間続けないようにさせること」**を基本に、作業姿勢と動作などに留意してください。

②作業標準の作成

作業標準とは、仕事を行う上での手順や決め事です。
作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとしてください。

③介護者の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮してください。
作業量に見合った適切な人員配置を行ってください。

④施設および設備の構造の改善

介護ができる部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造などの設備の改善を行ってください。

腰痛災害事例

▼30歳代の女性看護師（経験期間9ヶ月）が、利用者を車いすからベッドへ移乗させていた時、利用者の体重がのしかかり、腰に強い痛みを感じた（休業1ヶ月）。

▼20歳代の女性介護職員（経験期間4年）が、入浴介助中、機械浴槽へ移乗するため利用者の体を抱えた時に、腰を痛めた（休業1週）。

▼40歳代の女性介護職員（経験期間8年）が、自宅玄関前の段差につまずいて転倒した利用者を助けようとした際、無理な体勢となり、腰を痛めた（休業11日）。

参加費無料
腰痛予防対策講習会が開催されます！
群馬県➡ **令和2年10月20日**㈫ ビエント高崎(高崎市問屋町2丁目7)
詳しくはホームページをご覧ください (https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo)
腰痛予防対策講習会

転倒防止対策

転倒の原因として、「つまずき」、「すべり」、「筋力の衰え」があります。

つまずき防止対策

・通路、作業床・歩み板に物を置かない。
・床面の凹凸をできるだけなくす。
・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す。
・通路、作業床・歩み板の安全な通行のための照明の方法を講じる。

すべり防止対策

・床面を良く清掃する。
・床面の水や油は良くふき取る。
・滑り止めのマットを敷く、テープを貼る。
・滑りにくい靴を履く。

筋力の衰えを防ぐ対策

・簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です。

転倒災害事例

▼60歳代の女性介護職員（経験期間1年）が、浴室の片づけを終え脱衣所に出ようとしたところ床が濡れていて滑り転倒し、腕を骨折した（休業３ケ月）。

▼60歳代の男性介護職員（経験期間10ヶ月）が、送迎のため小走りで移動中、足がもつれて転倒し、右肩を強打した（休業３ケ月）。

▼50歳代の女性職員（経験期間5年）が、徒歩で会社入口まで移動中、凍結していた駐車場で足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した（休業3週）。

「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。是非ご活用ください。※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

詳しくはコチラ ☛ 「高年齢労働者の安全衛生対策について」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

ＫＹ活動

人間は誰でも、つい「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指さし呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスがＫＹ（危険・予知）活動です。

職場で話し合い → 危険のポイントについて合意 → 対策を決める → 目標を立てて… → 一人ひとりが実践 → ＫＹ活動

安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者に義務づけています。

安全衛生管理体制は、事業所の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

規模(労働者数)	規模別安全衛生管理体制	
※50～999人	事業者 → 産業医 事業者 → 衛生管理者（規模に応じ1～3人）	衛生委員会
10～49人	事業者 → 衛生推進者	安全衛生懇談会の実施など労働者の意見を聴く機会を設けること
1～9人	事業者	安全衛生懇談会の実施など労働者の意見を聴く機会を設けること

※1,000人以上の事業場においては、これらに加え総括安全衛生管理者の選任をする必要があります。
また、衛生管理者についても規模に応じ3～6人選任してください。

職場における感染症対策の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要となります。

①労働衛生管理体制の再確認
②換気の徹底等の作業環境管理
③職場の実態に応じた作業管理
④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育
⑤日々の体調管理等も含めた健康管理

資料：厚生労働省
「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（R1.5.14）

群馬労働局
労働基準部 健康安全課
〒371-8567　群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736　fax 027-896-2111
https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/

熱中症を防ごう!!

― 新型コロナウィルス対策としっかり両立させましょう ―

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、**めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温**等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、建設業、運輸交通業**で多く発生しています。

5月から8月に発生し、**7月、8月**で多く発生しています（平成27年から令和元年の合計値）。

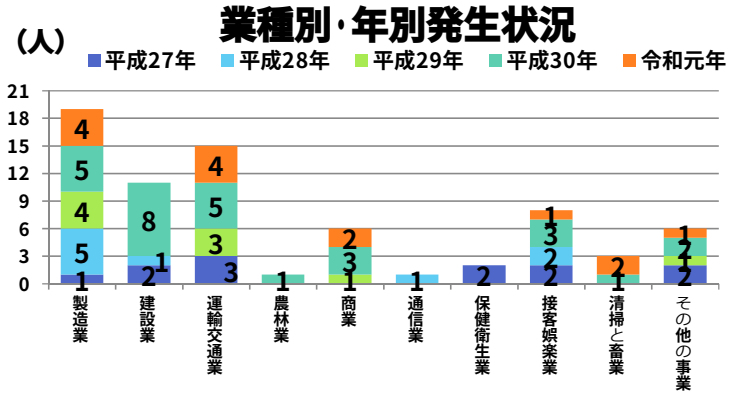

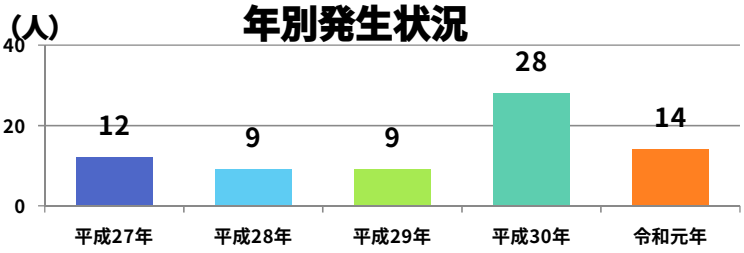

業種	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業		1	10	8		19
建設業			7	4		11
運輸交通業		1	6	7	1	15
農林業			1			1
商業		1	2	3		6
通信業				1		1
保健衛生業		1		1		2
接客娯楽業	1		5	2		8
清掃・と畜		1		2		3
その他の事業			2	4		6
総計	1	5	33	32	1	72

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。時間帯では14時台から16時台で多く発生しています。

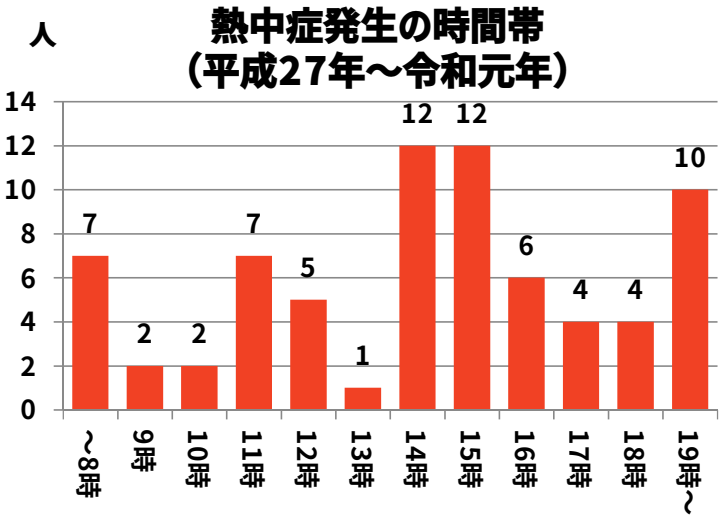

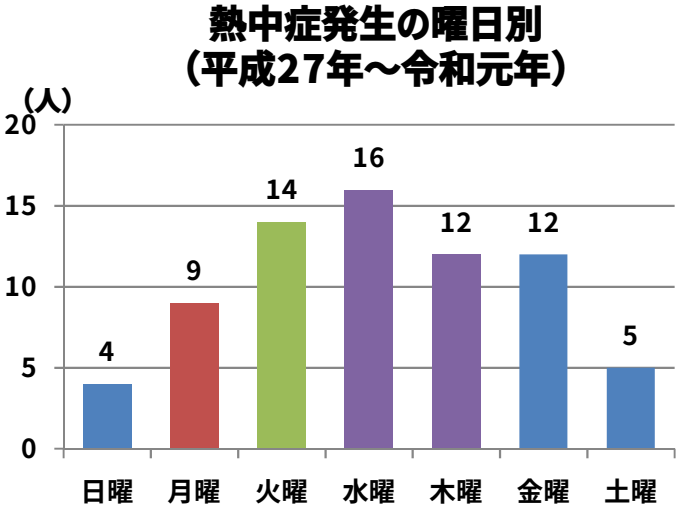

熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています!!

経験期間別＼年代	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	総 計
1年以内	9	5	6	4	2		26
1年超3年以内	4	2	5	2	2	1	16
3年超5年以内	1	1	1		4		7
5年超10年以内	1	2	2	1	2		8
10年超30年以内			1	8	4		13
30年超				1	1		2
総計	15	10	15	16	15	1	72

（資料：労働者死傷病報告（平成27年～令和元年））

熱中症の予防対策

～医療現場の負担を増加させないために～

夏の「マスク着用」による熱中症を予防しましょう！

今夏は、新型コロナウィルス感染症予防対策としてマスクを着用することで、「体内に熱がこもりやすくなる」「マスク内の湿度が上がって喉の渇きを感じづらくなる」などの恐れがあり、自覚のないまま脱水症状が進み、熱中症のリスクが高まる可能性があります。

例年以上に水分補給をこまめに行うなどして、熱中症の予防対策に取り組みましょう。

屋外で人と十分な距離（２メートル以上）を確保できる場合はマスクを外しましょう。

人との十分な距離をとった上で、マスクを適宜外して休憩を取りましょう。

WBGT値（暑さ指数）の把握は熱中症予防の第一歩です！

WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位：℃））は、労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う簡便な指標です。

暑熱環境を評価する場合には、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮して総合的に評価する必要があり、WBGTはこれらの基本的温熱諸要素を総合したものとなっています。

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

作業環境管理

- WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や、直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう。
- 休憩場所の整備を行いましょう。

作業管理

- 休憩時間の確保や熱への順化期間を設けましょう。
- 水分と塩分の摂取を指導しましょう
- 高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょう。

健康管理

- 健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- 高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう。

労働衛生教育

作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう。

救急処置

緊急連絡網を作成し、周知しましょう。

群馬労働局 労働基準部 健康安全課

職場における労働衛生対策

(2020.6)

参考３

夏季休暇中の労働災害防止対策

―　非定常作業の安全対策　―

夏季休暇中に機械・設備の定期修理や保全作業が行われることがあります。

これらの作業は日常的に反復、継続して行われる作業ではないため、「非定常作業」と呼ばれています。非定常作業は通常の作業に比べ、次のような要因で労働災害が発生するリスクが高くなると考えられています。

１　設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多いこと

２　作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと

３　事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）、外注、下請業者等が輻輳して作業が行われること

非定常作業による労働災害を防ぐためには、次のような対策が有効です。

１　事前に安全な作業手順を定め、不明確な手順で作業を行なわないこと

２　指揮命令体制を確立させ、作業中の連絡調整を密にすること

３　安全な作業手順を関係者に周知徹底すること

４　安全な作業手順が守られているか、チェックすること

また、夏季休暇明けの始業時には、定期修理等により設備が休暇の前の状態とは違っている場合もあるので、作業開始前の点検を確実に実施することが必要です。暫く作業を行っていないことから、手順ミスが発生する場合があるので、作業標準等で定められた安全な作業手順を確実に実行することが重要です。